

平成28年第5回臨時会

小清水町議会会議録

平成28年第5回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成28年11月29日（火曜日） 午前9時27分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 承認 第 4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度小清水町一般会計補正予算（第4号））
- 第 4 議案 第58号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案 第59号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案 第60号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案 第61号 平成28年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第 8 議案 第62号 平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案 第63号 平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第10 議案 第64号 平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

出席議員（9名）

1番	下平正吾君	3番	八木勝正君
4番	森浩君	5番	工藤孝一君
6番	大石誠示君	7番	高橋隆文君
8番	林幸雄君	9番	中村俊之君
10番	坂田秀昭君		

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	服部隆文君
保健福祉課長	鈴木祐之君
建設課長	斉藤高広君
教育課長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	服部まどか君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成28年第5回町議会臨時会を開会いたします。  
(開会 午前9時27分)

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は  
4番 森 浩 議員 7番 高橋 隆文 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
高橋隆文議会運営委員長、はい7番。

- 議会運営委員長（高橋隆文君）はい7番。

本臨時会を開催するにあたりまして、本日議会運営委員会を開き、本臨時会の会期等について協議をいたしました。

本臨時会の提案件数、議案の内容から判断して、本臨時会の会期は本日1日とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の結果について報告をいたします。

- 議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。

- 事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は9名でございます。

欠席議員の状況でございますが、2番槻間善高議員より欠席届が出されております。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。林町長。

- 町長（林直樹君）

臨時町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

厳しい冬の訪れとともに、いよいよ12月を迎えようとしております。師走の慌ただしさを感じる季節となってまいりました本日、平成28年小清水町議会第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の時期にもかかわらず、ご応召を賜り、ここに臨時町議会が開会できますことに厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、はじめに、承認案件につき

ましては、8月18日に発生したゴミ処理場火災に係る現況復旧費用を専決処分させていただきました事件の承認1件、次に、議案関係でございますが、まず、条例改正は、平成28年人事院勧告に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正など3件、補正予算は、人事院勧告等に伴う人件費のほか、9月補正予算編成以降の諸事情により必要が生じた事務・事業経費の追加などを主な内容とする各会計補正予算4件、合わせて8件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、本臨時町議会開会にあたっての挨拶といたします。

#### ◎承認第4号

○議長（坂田秀昭君） 日程第3、承認第4号、専決処分した事件の承認について、平成28年度小清水町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

説明を求めます。金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今上程されました承認第4号、専決処分した事件の承認について、平成28年度小清水町一般会計補正予算第4号をご説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

本補正予算は、8月18日発生のごみ処理場火災に係る現況復旧費用を、衛生費に追加計上したものでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1563万9千円を追加し、予算の総額を52億8415万4千円としたものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、別途お配りしております主要施策調と合わせてご覧下さい。

4款衛生費、1項5目環境衛生費、15節工事請負費で、ごみ処理場の火災に係る現況復旧工事費1563万9千円を追加計上したものであります。

次に、歳入予算ですが、7ページにお戻り下さい。

今回のごみ処理場現況復旧工事に関する財源に関しましては、本年度より加入の町村建物災害共済に該当となることから、19款諸収入、4項1目雑入で、歳出同額のごみ処理場火災共済金1563万9千円を計上したものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君） はい7番。

8月18日の火災の関係の処理ということでございますが、今現時点でのこの回復工事の状況等、完成してるのか否かですね、その後の経過をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。服部町民生活課長。

○町民生活課長（服部隆文君）

工事の発注につきましては、遮水シートと漏水検知システムの交換の工事、それと、それに伴います土木工事ということで発注をいたしておまして、シートと漏水検知システムの取り替えにつきましては、工事を完了いたしまして、昨日検定を終了しております。

土木工事につきましては、最終的な仕上げの工事が明日から着工されるということで、概ね1週間程度で全て完成する見込みでございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。はい、他に質疑のある方。はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）

ちょっとお聞きしたいんですけどね、こういう保険というのは1回ということではあれなんですけど、まあたびたびあったらまたあれなんですけど、免責とかなんとかってというのはないんですか。

どういふ保険っていうのは仕組みになつてゐるかちょっとそのへんお聞きしたいんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）

あくまでも面積ではなくて、施設のそういう施設と付随するそういう設備にまつわるもの。

免責とかではなくて、あくまでもその工事費、あの当初の工事費に、それを復旧したときにいくらかかるといふまあそういう積算で、単純な積算ではないんですけど、そういう積算で保険の方は加入しています。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい8番。免責についてもし分かればそのへんちょっともう1回お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）免責はなくて、全額補填される予定なってます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第4号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よつて、承認第4号、原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第58号 乃至 議案第60号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、議案第58号乃至、日程第6、議案第60号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）

ただ今上程されました、議案第58号乃至議案第60号について、一括してご説明申し上げます。改正内容につきましては、人事院勧告に準ずる条例改正でございます。

別途お配りしております資料、平成28年人事院勧告に関する条例改正概要をご覧ください。

1番目の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正と、2番目の小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の改正内容につきましては、いずれも期末手当を引き上げるもので、6月手当を2.025ヵ月分から2.075ヵ月分に、12月手当を2.175ヵ月分から2.225ヵ月分に、合わせて0.1ヵ月分引き上げる内容となっております。

施行期日につきましては、平成28年12月1日から施行することとし、本年度につきましては、6月手当が既に支給されていることから、12月手当に0.1ヵ月分上乗せした2.275ヵ月分を支給する改正内容としています。

つぎに、3番目の職員の給与に関する条例の改正でございますが、(1)の給料表の改定につきましては、平均で0.2%引き上げるもので、1級の高卒と大卒の初任給で1500円、3級で8

00円、5級の高齢層で400円、それぞれ引き上げる内容となっております。

(2)の期末勤勉手当の改定につきましては、特別職と同様に、勤勉手当の支給率を6月と12月と合わせて0.1ヶ月分引き上げるものでございます。

(3)の扶養手当の改定につきましては、配偶者と子どもにかかる手当額を段階的に見直すもので、平成30年度以降は、配偶者及び父母等の手当額を6500円に、子どもの手当額を1万円に改定するものでございます。

施行期日につきましては、給料表の改定と本年度に限って調整する期末勤勉手当が、平成28年4月1日からの適用で、改定後の期末勤勉手当及び扶養手当につきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

はじめに議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号 乃至 議案第7号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第61号乃至、日程第10、議案第64号、平成28年度小清水町一般会計補正予算第5号について、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号について、平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号について、平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）

ただ今一括上程されました議案第61号乃至議案第64号平成28年度小清水町各会計補正予算、はじめに議案第61号平成28年度小清水町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

議案書 21 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2606 万 2 千円を追加し、予算の総額を 53 億 102 万 6 千円とするものでございます。

23 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の追加ですが、今年度末をもって契約が終了し更新を迎えますコミュニティプラザ及び図書館に係る指定管理事業につきまして、平成 29 年度からの 5 カ年の期間について、それぞれ限度額を設定するものでございます。

27 ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、各歳出科目における補正予算計上額のうち、平成 28 年人事院勧告に伴う人件費の補正につきましては、後ほど、総務課長より給与費明細書にて説明がありますので、私の方からは人件費以外の補正額についてのみ説明させていただきます。

主要施策調と合わせてご覧下さい。

はじめに、1 款 1 項 1 目議会費、9 節旅費は、株式会社モンベル本社表敬訪問実施に要する費用弁償・普通旅費合わせまして 139 万 2 千円追加。

次のページになります。

2 款総務費は、1 項総務管理費、6 目企画広報費、9 節旅費で、議会費同様にモンベル本社表敬訪問に要する 2 名分の旅費の追加と、同社との打合せに要する企業誘致関係旅費合わせまして、88 万 2 千円追加。

次のページになります、3 款民生費は、1 項社会福祉費、10 目介護保険対策費、28 節繰出金で、介護保険特別会計支弁職員の人事院勧告に基づく給与改定分に係る介護保険特別会計繰出金 22 万 1 千円追加。

6 款農林水産業費は、1 項農業費、3 目農業振興費、16 節原材料費で、台風 11 号等の大雨による農地被害等の復旧に係る火山灰の助成に関し、現行予算額に不足が見込まれることから原材料購入費 420 万円追加計上するものです。

次のページになります。

8 款土木費は、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良維持費、11 節需要費で、農林水産業費同様に、台風等被害により不足が見込まれる町道等修繕料 1700 万円追加計上するものです。

9 款消防費は、1 項消防費、1 目消防組合費、19 節負担金補助及び交付金で、人事院勧告に基づく給与改定増及び本部費人件費精査として、斜里地区消防組合負担金 78 万円減額計上するものです。

続きまして歳入予算ですが、25 ページにお戻り下さい。

18 款繰越金は、財源調整分といたしまして 2606 万 2 千円追加計上をするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）権藤総務課長。

○総務課長（権藤結君）

給与費明細書についてご説明いたします。

議案書 31 ページをご覧願います。

1 の特別職につきましては、先ほどの人事院勧告に準ずる期末手当の改定によるもので、補正後と補正前の比較の欄で、長等で 15 万 3 千円の増、議員で 20 万 9 千円の増となっております。

つぎのページ、2 の一般職につきましては、比較の欄で給料が 49 万 4 千円の減、職員手当が 333 万 2 千円の増、共済費が 34 万 7 千円の増で合計 318 万 5 千円の増となっております。

内訳といたしましては、つぎのページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細に記載のとおり、給料につきましては、給与改定に伴う増加分 44 万 9 千円及び新規採用職員の前歴換算などによる減少分 94 万 3 千円となっております。

職員手当につきましては、給与改定に伴う期末勤勉手当の増、その他の増減分として、出生による扶養手当の増、新規採用職員にかかる期末勤勉手当の減、住宅の新築及び購入による住居手当の



増、さらには人事異動等に伴う増減となっております。

人事院勧告に伴う補正額につきましては、特別職と一般職及びこのあとご提案いたします特別会計も含めると、総額で386万8千円となります。

なお、特別会計の給与費明細書につきましては、一般会計と同様に人事院勧告等による増でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）

続きまして、議案第62号、平成28年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。議案書36ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、サービス事業勘定において22万1千円を追加し、サービス事業勘定の予算総額を2022万1千円とするものでございます。

補正予算の事項別の内訳ですが、はじめに43ページ、歳出予算の補正では、1款1項居宅介護支援事業費におきまして、給与改定等に伴います、居宅介護支援事業所一般職2名に係る給料、職員手当等、共済費及び退職手当組合負担金の人件費総額で22万1千円を追加計上し、41ページに戻りまして、歳入予算ではその財源としまして、2款1項一般会計繰入金において、同額の22万1千円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）斉藤建設課長。

○建設課長（斉藤高広君）

続きまして、議案第63号平成28年度小清水町簡易水道特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万4千円を追加し、予算の総額を1億6328万5千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、52ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項2目一般管理費において、給与改定に伴う人件費の補正といたしまして、3節期末勤勉手当、4節市町村職員共済組合負担金、19節市町村職員退職手当組合負担金を合わせて11万4千円追加計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、50ページにお戻り願います。

只今の歳出予算補正の財源といたしまして、5款繰越金を11万4千円追加計上するものであります。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第64号平成28年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

議案書の56ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万4千円を追加し、予算の総額を3億3348万3千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、61ページをお願いいたします。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項1目一般管理費において、給与改定に伴う人件費の補正として、2節給料、3節職員手当等、19節市町村職員退職手当組合負担金を、合わせて7万4千円追加計上するものです。

次に、歳入でございますが、59ページにお戻り願います。

只今の歳出予算補正の財源といたしまして、5款繰越金を7万4千円追加計上するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに議案第61号、質疑を受けます。

はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）

申し訳ありません、1点ちょっとお尋ねしたいんですけども、農業振興費の原材料の購入の関係だったんですけども、これについては申込はもう締め切ったのか、それともまだ締め切ってなくて、いつまでっていう日にちが設定されてるのか、その辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）はい、申込はすでに締め切っております。

ただいま現在の状況でございますが、10月末時点で1153台相当がきております。

今後、11月12月と、この2月間でどのぐらいくるかということでございますが、今現在申込を受けてまだ利用されていない方が概ね500台程度あるかなというふうにおさえております。件数としては16件でございます。

J Aさんから組合員さん、農協さん、農業者さんの方にご連絡をしておりますが、火山灰の利用期限につきましては、あくまでも本年いっぱい、12月末いっぱいまでですよということで周知をさせていただいているところでございます。

また、山砂、残土につきましては、来年の4月末までには使ってくださいというお願いをしておりますので、あと11月、12月、どのぐらい使われるかということでございますが、まだ未利用者が16件ほどおりますので、まあ雪も降ってまいりましたので、なんとか早急に対応いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）

今の答弁の中で、もう1点ちょっとお尋ねしたかったんですけども、未利用者がまだ16件おられるということなんですけど、今こうやって雪が降ってきてる中で、なかなか施工的にも非常に難しくなってる中で、施工がもし難しくてもどうしても12月いっぱいまでに施工ができなかった場合には、どういうお考えでおられるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）

山砂、残土につきましては先ほど申し上げましたとおり、来年の春の施工ということも考えておりますので、それについては4月末までという期限でやらさせていただいておりますが、火山灰につきましても、あくまでもこれ町費が伴うものでございますので、12月末でそれは締め切りしたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に質疑のある方。

はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

今の原材料費の関してですが、秋まき小麦のあと、来年の小麦の収穫後にお願いしたいという方はいらっしゃらないんですか。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。久保産業課長。

○産業課長（久保弘志君）

現時点においてはですね、その要望についてはお聞きしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）

2款6目の企画広報費、88万2千円。大阪モンベルに行かれるということなんですけど、この先

般町長が大阪に行かれた件についての議会へ報告等については、いつどういう形でやるか、そのことをお聞きしたいということで質問いたします。どういう形でやるのか。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時58分

○議長（坂田秀昭君）それでは本会議を再開いたします。

ただいまの発言は、議題外にわたっていますので、取り下げられました。

他に質疑のある方、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第61号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第62号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第63号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第64号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第5回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午前10時02分)